

2021年4月1日

環境物品等の調達を円滑にするための方針(2021年度)

首都高速道路株式会社

2021年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針については、国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(平成12年法律第100号。以下「法」と言う。)」に準じて、以下のとおりとします。

1. 特定調達物品等の調達の目標

特定調達物品等(環境物品等の調達の推進に関する基本方針(2021年2月19日閣議決定)に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすものの調達目標は、以下のとおりとします。(詳細は、別紙参照)

(i) 調達目標を100%とする分野(21分野 212品目)

1. 紙類 (7品目)	2. 文具類 (83品目)	3. オフィス家具等 (10品目)	4. 画像機器等 (10品目)	
5. 電子機器等 (4品目)	6. オフィス機器等 (5品目)	7. 携帯電話等 (3品目)	8. 家電製品 (6品目)	
9. エアコンディショナー等 (3品目)	10. 温水器等 (4品目)	11. 照明 (4品目)	12. 自動車等 (8品目)	
13. 消火器 (1品目)	14. 制服・作業服等 (4品目)	15. インテリア・寝装寝具 (11品目)	16. 作業手袋 (1品目)	
17. その他繊維製品 (7品目)	18. 設備 (9品目)	19. 災害備蓄用品 (10品目)	21. 役務 (21品目)	22. ごみ袋等 (1品目)

(ii) 定量的な目標の設定は行わないが、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意した調達を積極的に推進する分野(1分野 70品目)

20. 公共工事(70品目)

2. 特定調達物品等以外に調達する物品等に係る目標

(i) 特定調達物品等以外の物品の調達等にあたっては、可能な限り環境への負荷の少ないもの(より消費電力が小さいもの、再生材料を多く使用しているもの等)を選択するように努めます。

(ii) 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じた購入を推進するよう働きかけます。

(iii) 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努めます。

以上